

令和4年2月定例総会 (令和4年2月28日)

新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

令和4年2月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月28日(月) 午前10時00分～10時40分

2. 開催場所 北区役所 301-303会議室

3. 出席委員 (17人)

委員	1番	渡部 圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸 洋子
委員	3番	窪田 昇平
委員	4番	伊藤 明
委員	6番	坂井 祐一
農政振興部会長	7番	武田 武盛
委員	9番	此村 和也
委員	10番	佐藤 敏明
委員	11番	若林 清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤 圭一郎
委員	14番	倉島 正春
農地部会長	15番	田村 良雄
委員	16番	松田 勝己
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤 宗一
会長職務代理者	18番	本田 敏明
会長	19番	首藤 正男

4. 欠席委員 (2人)

委員	5番	佐藤 作栄
委員	8番	小林 浩

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	議案第7号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第5号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
第 5	議案第6号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 6	部会報告 農政振興部会報告
第 7	報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について 農地の転用事実に関する照会書について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

6. 出席事務局職員

事務局長	佐久間	清
次長	島	貫徹
農地係長	浅	香範人

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和4年2月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、5番 佐藤 作栄 委員が欠席でございますが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時00分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和4年1月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、3番 窪田 昇平 委員、4番 伊藤 明 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 追加議案第7号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3 議案第5号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、を議題といたします。</p> <p>議案第7号及び第5号については、2月22日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>まず、追加議案第7号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。</p> <p>申請は6件です。追加議案をご覧ください。</p> <p>番号1番 所在地 北区島見町 以下記載のとおり 譲受人 北区島見町 以下記載のとおり</p>

譲渡人 北区木崎 以下記載のとおり
地目及び面積 畑1筆 624平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 24万円
通作距離 1.5キロメートル
譲受人の農業従事者数 2人
譲受人の経営面積 647.22アール
地域区分 農用地区域外

譲渡人が高齢で耕作ができなくなったため、譲受人に相談したところ売買することで話がまとまったものです。

番号2番

所在地 北区内沼 以下記載のとおり
譲受人 北区内沼 以下記載のとおり
譲渡人 北区内沼 以下記載のとおり
地目及び面積 田2筆 2,713平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 50万円
通作距離 2.5キロメートル
譲受人の農業従事者数 5人
譲受人の経営面積 78.73アール
地域区分 農用地区域

譲渡人が規模縮小するため、譲受人に相談したところ、売買することで話がまとまったものです。

番号3番

所在地 北区岡新田 以下記載のとおり
譲受人 北区岡新田 以下記載のとおり
譲渡人 北区横土居 以下記載のとおり
地目及び面積 田1筆 280平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 50万円
通作距離 5キロメートル
譲受人の農業従事者数 2人
譲受人の経営面積 248.42アール
地域区分 農用地区域

申請地の周辺の田を譲受人が耕作しており、利便性を向上するため譲渡人に相談したところ、売買することで話がまとま

たものです。

番号4番

所在地 北区大久保 以下記載のとおり
譲受人 北区大久保 以下記載のとおり
譲渡人 北区大久保 以下記載のとおり
地目及び面積 田2筆 1,489平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 57万1千円
通作距離 50メートル
譲受人の農業従事者数 3人
譲受人の経営面積 142.64アール
地域区分 農用地区域

譲渡人が高齢で耕作ができなくなったため、譲受人に相談したところ売買することで話がまとまったものです。

番号5番

所在地 北区浦木 以下記載のとおり
譲受人 中央区幸西1丁目 以下記載のとおり
譲渡人 北区浦木 以下記載のとおり
地目及び面積 田2筆 439平方メートル
畑1筆 72平方メートル
計3筆 511平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 50万円
通作距離 20キロメートル
譲受人の農業従事者数 1人
譲受人の経営面積 66.04アール
地域区分 農用地区域外

規模拡大を考えている譲受人に売買することで話がまとまったものです。

番号6番

所在地 北区浦木 以下記載のとおり
譲受人 中央区幸西1丁目 以下記載のとおり
譲渡人 北区浦木 以下記載のとおり
地目及び面積 田1筆 668平方メートル
畑1筆 198平方メートル
計3筆 866平方メートル

契約内容 売買

10アール当り対価 50万円

通作距離 20キロメートル

譲受人の農業従事者数 1人

譲受人の経営面積 66.04アール

地域区分 農用地区域外

規模拡大を考えている譲受人に売買することで話がまとまったものです。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。

続きまして議案第5号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について説明します。

申請は2件です。議案書1ページをご覧ください。

番号1

所在地 北区内島見 以下記載のとおり

転用者 北区内島見 以下記載のとおり

所有者 北区内島見 以下記載のとおり

地目及び面積 田1筆 283平方メートル

農地区分 第2種農地

契約内容 使用貸借権設定

転用内容及び土地利用面積

分家住宅建築敷地 283平方メートル

転用者は現在、土地所有者と一緒に住んでいますが、手狭になり、住宅建築を計画しました。申請地は実家に近く、使用貸借権を設定し、分家住宅を建築することになったものです。

申請地は小集団の農地であり、第2種農地に該当します。申請者は、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。

番号2番

所在地 北区濁川 以下記載のとおり

転用者 北区濁川 以下記載のとおり

所有者 北区濁川 以下記載のとおり

地目及び面積 畑1筆 36平方メートル

	<p>農地区分 第3種農地 契約内容 売買 転用内容及び土地利用面積 露天駐車場敷地 36平方メートル</p> <p>転用者は申請地の近くに住んでいますが、自宅前の道路が狭く、除雪時に車の出入りが困難になることから、売買で申請地を購入し、露天駐車場にすることで話がまとまったものです。 申請地は 濁川インターチェンジから300メートル以内にあり、第3種農地に該当するため、許可できるものです。 なお一層のご審議をお願いします。</p>
議 長	これより、質疑に入ります。何かございませんか。
若林委員	11番 若林です。
議 長	若林委員。
若林委員	議案第7号、3条申請の番号5番・6番の譲受人は、年齢が高く通作距離も遠いが1人で農業を経営していけるのか疑問に思うのでもう少し説明をいただきたい。
事務局	譲受人は、昨年12月に3条申請で同地区の農地を取得していますが、取得農地の近隣者から買ってほしいとの申し出があり申請に至ったものです。通作距離はありますが、もともと同地区の出身者で親戚もおり、農機具も借りられると聞いています。
議 長	よろしいですか。ほかに何かございませんか。
	(他に質問・意見なし)
議 長	質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は、農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	「異議なし」と認めます。 よって、議案第7号 農地法第3条許可申請に関する意見決

	<p>定について、及び、議案第5号 農地法第5条許可申請に関する処分決定については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第4 議案第6号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。</p> <p>議案第6号については、2月18日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長及び農政振興部会長職務代理から審議の内容について報告を求めます。</p> <p>なお、議事参与の関係で2回に分けて審議いたします。</p> <p>私も議事参与の制限に該当いたしますので、議長を本田会長職務代理と交代いたします。</p> <p style="text-align: center;">(議長を本田会長職務代理に交代)</p>
<p>議長 (会長職務代理)</p>	<p>最初に、新潟市農用地利用集積計画の決定のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、利用権設定 新規のうち、4ページの13番、10ページの45番の2件、所有権移転 売買のうち、15ページの1番の1件、利用権移転のうち、16ページの1番、2番の2件、農地中間管理権設定 新規のうち、17ページの1番の1件、計6件について審議します。</p> <p>つきましては、議事参与の制限に該当する議席番号、4番 伊藤 明 委員、7番 武田 武盛 委員、11番 若林 清廣 委員、15番 田村 良雄 委員、19番 首藤 正男 委員の退席を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員退席)</p>
<p>議長 (会長職務代理)</p>	<p>それでは、農政振興部会長職務代理から審議の内容について報告を求めます。</p>
<p>農政振興部会長 (部会長職務代理)</p>	<p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。</p> <p>議案第6号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議事参与の制限に該当する案件について、ご説明いたします。</p> <p>議事参与の制限に該当する案件番号は、今ほど議長から説明のありましたとおり、利用権設定の新規13番、45番、所有権移転の1番、利用権移転の1番と2番、農地中間管理権設定の新規1番、計6件となります。</p> <p>利用権設定の申請案件について、ご説明をいたします。議案</p>

書4ページの新規13番、10ページの45番をご覧ください。譲渡人の貸付け理由は、離農及び規模縮小によるもので、譲受人の借受けの理由は、規模拡大によるものです。

次に、所有権移転の申請案件について、ご説明をいたします。議案書15ページをご覧ください。番号1番売買です。譲渡人が離農するため、譲受人に相談したところ売買することで話がまとまったものです。

次に、利用権移転の申請案件について、ご説明をいたします。議案書16ページをご覧ください。番号1番、2番は、旧借受人が離農及び規模縮小のため、新しい借受人に利用権を移転するものです。

次に、農地中間管理権の設定に関する案件について、ご説明をいたします。議案書17ページの新規1番をご覧ください。中間管理機構への貸し付けを行う契約内容となっています。今回は「人・農地プラン」によるものではなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付を行うものとなっております。申請案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律及び公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程に基づき農地中間管理権の設定を行うものです。

農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。

以上審議した結果原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなご一層のご審議をお願いいたします。

議長
(会長職務代理)

これより、質疑に入ります。

なお、質疑の最初に、記載ページと案件番号を告げてからご発言願います。何かございませんか。

(質問・意見なし)

議長
(会長職務代理)

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。

本案は、農政振興部会長職務代理報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長
(会長職務代理)

「異議なし」と認めます。
よって、議案第6号 新潟市農用地利用集積計画の決定のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、利用権設定新規の13番以下、先ほど読み上げました案件番号、合計6件については、農政振興部会長職務代理報告のとおり可決されました。

(議事参与委員 入室・着席)

議 長
(会長職務代理)

会長が戻られましたので、議長を交代いたします。

(議長を首藤会長に交代)

議 長

次に、議案第6号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。
なお、利用権設定の集計などについては、合計の報告で願います。

農政振興部会長

農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。
議案第6号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、ご説明をいたします。

本日の配布資料4ページの「令和4年 利用権促進事業 権利別実績表」をお開きください。

①利用権設定は、契約期間3年・6年・10年の設定で58件、321,445平方メートルです。そのうち、議事参与の制限に該当する案件を除く設定は、56件、310,563平方メートルです。②農地中間管理権設定は14件、65,178平方メートルです。そのうち、議事参与の制限に該当する案件を除く設定は、13件、64,676平方メートルです。④所有権移転は3件、4,758平方メートルです。そのうち、議事参与の制限に該当する案件を除く移転は、2件、4,256平方メートルです。⑤利用権移転は2件、820平方メートルです。のうち、議事参与の制限に該当する案件を除く移転は、ありません。

利用権設定の申請案件の説明をいたします。議案書は、2ページから14ページになります。新規の利用権設定は55件、利用権更新は1件の契約内容となっています。譲渡人の貸付理

由は、離農及び規模縮小等によるものです。譲受人の借受理由は、規模拡大となっています。

次に、議案書15ページをご覧ください。所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。

番号2番 売買です。

譲渡人が高齢で耕作ができなくなったため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号3番 売買です。

譲渡人が離農するため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

次に、農地中間管理権の設定に関する案件について、ご説明申し上げます。議案書17ページから19ページをご覧ください。中間管理機構への貸付けを行う13件の契約内容となっています。今回は「人・農地プラン」によるものではなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付を行うものです。

申請案件は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律及び公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程に基づき農地中間管理権の設定を行うものです。

農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。

以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆様のなご一層のご審議をお願いいたします。

議 長

これより、質疑に入ります。何かございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。

本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第6号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第5 部会報告 農政振興部会報告を議題とします。2月18日に、農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p>
<p>農政振興部会長</p>	<p>それでは、農政振興部会報告をいたします。本日の配布資料2ページをお開きください。先程ご審議いただきました、議案第6号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、利用権設定58件、農地中間管理権14件、所有権移転3件、利用権移転2件を審議しました。また、新潟市農用地利用配分計画(案)については、農地中間管理権の設定を受け、受け手への配分計画の報告がありました。また、事務局から委員改選後における推進委員の担当地区を2月総会までに報告いただきたいとの依頼があったほか、役員会から候補者として推薦された、地区部会長、地区部会長代理、調査委員長について協議しました。</p> <p>主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果、部会として承認されました。</p> <p>皆さまのなご一層のご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。本案は、農政振興部会長報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、日程第6 報告事項を議題とします。</p>

事務局	<p>事務局から専決処分の報告を求めます。</p> <p>専決処分のご報告をいたします。</p> <p>お手元の専決処分書26ページから32ページをご覧ください。</p> <p>最初に、農地法第5条転用届出に関する受理について、5件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、18件専決処分しました。</p> <p>次に、農地の転用事実に関する照会書について、4件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、9件専決処分しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和4年2月新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 午前10時40分</p>

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議 長 首 藤 正 男

委 員 窪 田 昇 平

委 員 伊 藤 明